

令和 4 年 8 月 3 0 日 招 集

第 7 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

令和4年第7回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第15号	令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	令和4年 8月30日		
議第134号	専決処分事項の承認について（令和4年度天草市一般会計補正予算第4号）	"		
議第135号	天草市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について	"		
議第136号	天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第137号	天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第138号	天草市再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例の制定について	"		
議第139号	天草市とどろき万太郎村条例を廃止する条例の制定について	"		
議第140号	財産の取得について	"		
議第141号	財産の無償貸付けについて	"		
議第142号	工事請負契約の締結について	"		
議第143号	令和4年度天草市一般会計補正予算（第5号）	"		
議第144号	令和4年度天草市病院事業会計補正予算（第2号）	"		
議第145号	令和3年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第146号	令和3年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年 8月30日		
議第147号	令和3年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第148号	令和3年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第149号	令和3年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第150号	令和3年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第151号	令和3年度天草市歯科診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第152号	令和3年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第153号	令和3年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第154号	令和3年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	〃		
議第155号	令和3年度天草市病院事業会計決算の認定について	〃		
議第156号	令和3年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		
議第157号	令和3年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	〃		

報告第15号

令和3年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和4年8月30日提出

天草市長 馬場 昭治

1 健全化判断比率

	天草市	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.73%	20.00%
連結実質赤字比率	—	16.73%	30.00%
実質公債費比率	9.5%	25.0%	35.0%
将来負担比率	0.6%	350.0%	—

2 資金不足比率

特別会計名	天草市	経営健全化基準
天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計	—	20.0%
天草市病院事業会計	—	
天草市水道事業会計	—	
天草市下水道事業会計	—	

議第 134 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年度天草市一般会計補正予算（第 4 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第9号

専決処分書

令和4年度天草市一般会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年7月27日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和4年度天草市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度天草市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,473 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57,798,846 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,892,253	20,473	8,912,726
	1 国庫負担金	5,800,483	16,024	5,816,507
	2 国庫補助金	3,073,562	4,449	3,078,011
補正されなかった款項に係る額		48,886,120		48,886,120
歳入合計		57,778,373	20,473	57,798,846

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,467,691	20,473	6,488,164
	1 保健衛生費	1,300,808	20,473	1,321,281
補正されなかった款項に係る額		51,310,682		51,310,682
歳 出 合 計		57,778,373	20,473	57,798,846

議第 135 号

天草市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について

天草市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(天草市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 天草市職員の定年等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 定年制度（第 2 条－第 4 条）

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 5 条－第 10 条）

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 11 条・第 12 条）

第 5 章 雑則（第 13 条）

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「）第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を「。以下「法」という。）第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5 並びに第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改める。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

本則に次の 3 章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、天草市職員の給与に関する条例(平成18年天草市条例第46号)第9条第1項、天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年天草市条例第257号)第3条の2及び天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年天草市条例第88号)第4条第1項に規定する職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲

げる事由があると認められるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員が容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第9条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第12条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、市が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第5章 雑則

（雑則）

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

（定年に関する経過措置）

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条本文の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

5 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定め

て任用される職員、非常勤職員及び第3条ただし書に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が、年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するように努めるものとする。

(天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 天草市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年天草市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 天草市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成18年天草市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「降給」の次に「(法第28条の2第1項の規定による降給を除く。以下同じ。)」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 天草市職員の給与に関する条例(平成18年条例第46号)附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第1条の規定の適用については、当分の間、同条中「の規定による降給」とあるのは、「及び天草市職員の給与に関する条例(平成18年天草市条例第46号)附則第10項の規定による降給」とする。

(天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年天草市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し

くは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(天草市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 天草市職員の育児休業等に関する条例（平成18年天草市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第10条第2号中「第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している」を「第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める」に改める。

第23条第2号中「の非常勤職員」の次に「（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）」を加える。

第24条第1項中「（非常勤職員）の次に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

(天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 天草市職員の給与に関する条例（平成18年天草市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項を次のように改める。

5 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同

条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第5条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 60歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員は、前3項の規定にかかわらず昇給しない。ただし、職員が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 天草市職員の定年等に関する条例（平成18年天草市条例第32号）第3条ただし書に規定する職を占める職員

(2) 天草市職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

第15条第2項第2号及び第18条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第2項、第24条第3項及び第27条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の8項を加える。

10 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第12項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 天草市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職を占める職員

(3) 天草市職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

- 1 2 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該職への降任をされた日（以下この項及び附則第15項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第10項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 3 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 1 4 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第10項の規定を受ける職員に限り、附則第12項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第12項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 5 附則第12項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第10項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 1 6 附則第12項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第24条第5項（第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第12項、第14項又は第15項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 1 7 附則第10項から前項までに定めるもののほか、附則第10項の規定による給料月額、附則第12項の規定による給料その他附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要

な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

別表第2医療職給料表(一)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第2医療職給料表(二)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		187,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第2医療職給料表(三)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100

(天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年天草市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第9条 天草市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年天草市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第10条 天草市職員の退職手当に関する条例（平成18年天草市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（第7号）」を「に規定する職員（同条第7号）」に改め、「に規定する職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）」を削る。

第3条第2項ただし書中「、法」を「、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 法第28条の6第1項の規定により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 25年以上勤続し、法第28条の6第1項の規定により退職した者又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者

第6条第2項中「（前項）」を「（同項）」に改める。

第6条の3中「天草市職員の定年等に関する条例」の次に「（平成18年天草市条例第32号）」を加え、「15年」を「20年」に改める。

第7条の4第1項中「。以下「」を「。第8条第4項において「」に改め、「（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第9条第1項第1号中「15年」を「20年」に改める。

第11条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「」とする」を「」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項

第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第15条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第6項中「まで」の次に「及び附則第14項から第22項まで」を加える。

附則第7項中「第6条の2」の次に「及び附則第17項」を加える。

附則第8項中「第6条」の次に「又は附則第15項」を加える。

附則第13項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則に次の9項を加える。

14 当分の間、第5条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤務した者であつて、特定日（60歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日をいう。次項において同じ。）以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第14項」とする。

15 当分の間、第6条第1項の規定は、25年以上の期間勤続したものであつて、特定日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第4条の規定の適用については、同条第1項中「又は第6条」とあるのは、「、第6条又は附則第15項」とする。

16 前2項の規定は、天草市職員の定年等に関する条例第3条ただし書に規定する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

17 天草市職員の給与に関する条例附則第10項の規定による職員の給料月額の変定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

18 当分の間、第5条第1項第3号並びに第6条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げ

る者に対する第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3本文中「定年退職日（天草市職員の定年等に関する条例第2条に規定する定年退職日をいう。）」とあるのは「定年（天草市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年天草市条例第 号）第1条の規定による改正前の天草市職員の定年等に関する条例（以下「旧職員定年条例」という。）第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては70歳とする。）に達した日以後における最初の3月31日」とし、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（旧職員定年条例第3条本文の適用を受けていた者にあつては60歳とし、同条ただし書に規定する職員にあつては70歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

19 当分の間、第5条第1項第3号並びに第6条第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超えるものに限る。）に対する第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

附則第16項に掲げる職員以外の職員	60歳
附則第16項に掲げる職員	70歳

20 当分の間、第5条第1項第3号及び第6条第1項（第1号を除く。）に規定する者に対する第6条の3の規定の適用及び第9条の規定の適用については、第6条の3本文及び第9条第1項第1号中「20年を」とあるのは「15年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第6条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあり、及び第9条第1項第1号中「定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 1 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「附則第19項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

2 2 当分の間、第6条第1項第2号及び第4号に掲げる者であつて附則第19項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第6条の3及び第7条の3の規定の適用については、第6条の3の表第5条第1項及び第6条第1項の項、第6条の2第1項第1号の項及び第6条の2第1項第2号の項並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第11条 天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年天草市条例第257号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第18条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（天草市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第12条 天草市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年天草市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項又は第28条の6第1項」を「第22条の4

第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改め、同項第4号中「第4条第1項の規定により引き続き勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている」を「第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める」。

（天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第13条 天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年天草市条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第28条第2項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

（天草市職員の再任用に関する条例の廃止）

第14条 天草市職員の再任用に関する条例（平成25年天草市条例第4号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条中天草市職員の退職手当に関する条例第11条第4項の改正規定及び同条例附則第13項の改正規定並びに附則第11条及び附則第18条の規定 公布の日
- (2) 第10条中天草市職員の退職手当に関する条例第11条第11項第5号の改正規定 令和4年10月1日

（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項の条例で定める年齢）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項の条例で定める年齢（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢」という。）は、年齢65年（この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間にあっては、年齢64年）とする。

（天草市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの

間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る第1条の規定による改正前の天草市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条に規定する定年（以下「旧定年条例定年」という。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項又は令和3年改正法附則第3条第5項の規定により勤務した後に退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る第1条の規定による改正後の天草市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年（以下「新定年条例定年」という。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

- (3) 施行日以後に新定年条例第 1 2 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 2 2 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職したもの
- (4) 2 5 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 2 5 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（令和 3 年改正法附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項、第 5 条第 1 項若しくは第 3 項、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 7 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第 4 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、組合（市が加入する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 1 項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）における前条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

2 令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

3 前 2 項の場合においては、前条第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

第 5 条 任命権者は、新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、附則第 3 条第

1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、組合における附則第3条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日ま

での間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第12条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合

において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（天草市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第11条に規定する年齢60年以上退職者のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第11条又は第12条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢）

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 暫定再任用職員のうち新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)であって、第4条の規定による改正後の天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下この条において「新勤務時間条例」という。)の規定が適用されるものについては、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(天草市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の天草市職員の育児休業等に関する条例(以下この条において「新育児休業条例」という。)第23条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第7条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の規定が適用される暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第4条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 新給与条例の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 新給与条例の規定が適用される暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第21条第2項、第24条第3項及び第27条第2項第2号の規定を適用する。

4 新給与条例の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職

員とみなして、新給与条例第15条第2項第2号及び第18条第2項の規定を適用する。

5 前各項に定めるもののほか、新給与条例の規定が適用される暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第8条の規定による改正後の天草市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下この条において「新技能労務職員給与条例」という。)の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員は、新技能労務職員給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、新技能労務職員給与条例の規定を適用する。

(天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 第9条の規定による改正後の天草市職員の特殊勤務手当に関する条例(以下この条において「新特殊勤務手当条例」という。)の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員は、新特殊勤務手当条例第4条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新特殊勤務手当条例の規定を適用する。

(天草市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の天草市職員の退職手当に関する条例(次条及び附則第19条において「新退職手当条例」という。)第2条の規定の適用については、同条中「職員を除く」とあるのは「職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く」とする。

第18条 新退職手当条例第11条第4項の規定は、施行日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第19条 暫定再任用職員は、新退職手当条例第15条第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新退職手当条例の規定を適用する。

(天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 第11条の規定による改正後の天草市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下この条において「新水道事業給与条例」という。)の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員は、新水道事業給与条例第18条第2項の職員とみなして、新水

道事業給与条例の規定を適用する。

- 2 新水道事業給与条例第18条第2項の規定は、新水道事業給与条例の規定が適用される暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）について準用する。

（天草市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第21条 暫定再任用職員に対する第12条の規定による改正後の天草市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

（天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 第22条 第13条の規定による改正後の天草市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この条において「新病院事業給与条例」という。）の規定が適用される暫定再任用短時間勤務職員は、新病院事業給与条例第28条第2項の職員とみなして、新病院事業給与条例の規定を適用する。

- 2 新病院事業給与条例第28条第2項の規定は、新病院事業給与条例の規定が適用される暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。）について準用する。

（提案理由）

職員の定年の引上げ等に関し必要な事項を定めるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 136 号

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年天草市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、」を加え、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ又はウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月

到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に引き続き」を「引き続いて」に、「任期の末日の」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）
第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前

の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

職員の育児休業の取得回数制限の緩和等に必要な措置を講じるため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 137号

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和4年8月30日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例及び天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第1条 天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例（平成18年天草市条例第262号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項を次のように改める。

団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

第12条第2項中「額及び」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 年額報酬の額は、次の各号に掲げる階級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 団長 200,000円
- (2) 副団長 150,000円
- (3) 方面隊長 120,000円
- (4) 方面副隊長 94,000円
- (5) 分団長 72,000円
- (6) 副分団長 51,000円
- (7) 部長 47,000円
- (8) 班長 37,000円
- (9) 基本団員 36,500円
- (10) 機能別団員 10,000円

3 出動報酬の額は、次の各号に掲げる出動の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害出動の場合 1日につき次に掲げる出動時間の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 2時間未満 2,000円

イ 2時間以上4時間未満 4,000円

ウ 4時間以上6時間未満 6,000円

エ 6時間以上 8,000円

(2) 警戒出動、訓練出動又は搜索出動の場合 1日につき2,000円

第13条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、団員が次の各号のいずれかに該当する出動をしたときは、費用弁償として1回につき500円を支給する。

(1) 災害出動

(2) 警戒出動

(3) 訓練出動（消防学校での訓練その他の市外での訓練を除く。）

(4) 搜索出動

(5) 消防設備点検出動

（天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年天草市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表消防団の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の天草市消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の天草市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（提案理由）

消防団員の報酬等の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 138 号

天草市再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例の制定について

天草市再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の地域を取り巻く環境（以下「地域環境」という。）と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業を促進するために、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電事業 再生可能エネルギー発電設備を利用して発電を行う事業（太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備であるものをいう。）を利用して発電を行う事業（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物に設置するものを除く。）にあつては出力が 10 キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電設備の合算した出力が 10 キロワット以上となる場合を含む。）に限り、太陽光発電設備以外の再生可能エネルギー発電設備を利用して発電を行う事業にあつては電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 2 項に規定する事業用電気工作物を利用するものに限る。）をいう。

(3) 事業者 再生可能エネルギー発電事業を行う者をいう。

(4) 事業区域 再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(5) 地域住民等 再生可能エネルギー発電事業の実施に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令を遵守するとともに、市が行う再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和を図るために必要な措置に協力しなければならない。

2 事業者は、再生可能エネルギー発電事業が地域環境に及ぼす影響を考慮し、再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和を図るために必要な措置を講じなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条に定める目的にのっとり、この条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(促進区域)

第6条 市長は、地域環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業を促進するために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより再生可能エネルギー発電事業を促進する区域を指定することができる。

(抑制区域)

第7条 市長は、再生可能エネルギー発電事業と地域環境との調和を図るため、再生可能エネルギー発電事業の実施について特に配慮が必要と認めるときは、規則で定めるところにより再生可能エネルギー発電事業を抑制する区域を指定することができる。

(事前協議)

第8条 事業者は、本市の区域内において実施する再生可能エネルギー発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を定める場合には、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

(地域住民等への説明)

第9条 事業者は、次条第1項又は第2項の規定による届出をしようとするときは、地域住民等に対し、あらかじめ説明会を実施するなど事業計画に関する周知について必要な措置を講

じなければならない。

- 2 事業者は、前項の措置を講じる場合には、事業計画の内容について地域住民等の理解が得られるよう努めなければならない。

(事業計画の届出)

第10条 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を設置するときは、当該設置工事に着手する日の30日前までに、前条第1項の措置の実施状況を記録した書類を添えて、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事業計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(設置工事の届出)

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 再生可能エネルギー発電設備の設置工事を休止するとき。
- (2) 休止していた再生可能エネルギー発電設備の設置工事を再開するとき。
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置工事が完了したとき。

(事業者等変更の届出)

第12条 第10条第1項又は第2項の規定による届出をした者から売買、相続、合併、分割等によりその地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第13条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を廃止しようとするときは、再生可能エネルギー発電設備の解体、撤去及び廃棄その他の規則で定める措置を講じなければならない。

(維持管理)

第14条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施する間、地域環境の保全上の支障が生じないように、再生可能エネルギー発電設備及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(保険等への加入)

第15条 事業者は、再生可能エネルギー発電事業の実施に起因して生じた他人の生命、身体

又は財産に係る損害を賠償する責任が発生した場合におけるこれらの損害を填補するための保険又は共済の加入に努めるものとする。

(報告の徴収)

第16条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(指導、助言及び勧告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第10条第1項若しくは第2項、第11条、第12条又は第13条第1項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 事業者が第13条第2項の規定による措置を講じなかったとき。

(3) 事業者が適正な維持管理を怠り、事業区域外に損害を与えたとき又は損害を与えるおそれがあるとき。

(4) 事業者が前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

(5) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第18条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に再生可能エネルギー発電設備を設置し、又は再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手している再生可能エネルギー発電事業には、第8条から第11条までの規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行の日から起算して30日以内に再生可能エネルギー発電設備の設置工事に着手する再生可能エネルギー発電事業には、第8条及び第9条の規定は、適用しない。

(提案理由)

本市において、地域環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業を促進するために、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 139 号

天草市とどろき万太郎村条例を廃止する条例の制定について

天草市とどろき万太郎村条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市とどろき万太郎村条例を廃止する条例

天草市とどろき万太郎村条例（平成 18 年天草市条例第 192 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

（提案理由）

天草市とどろき万太郎村の廃止に伴い、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 140 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得の目的 | 第3種公認用陸上競技場備品整備に伴うもの |
| 2 | 品名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 46,201,925 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市大浜町2番45号
名称 株式会社北星堂 天草店
代表者 店長 高井 結子 |
| | | 住所 天草市栄町6番13号
名称 有限会社マツヤスポーツ
代表者 代表取締役 松岡 大輔 |

(提案理由)

予定価格が2千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成18年天草市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

第3種公認用陸上競技場備品一式 購入事業内訳書

1. 物件名 第3種公認用記録計測カメラシステム他

2. 品名、数量及び取得購入の相手方

品名	数量	単位	取得購入の相手方
RGBフィニッシュレコーダー 1カメラシステム	1	式	天草市大浜町2番45号 株式会社北星堂 天草店 店長 高井 結子
トリプルシグナルピストル	2	丁	
ピストル信号出力ケーブル NMS477用	2	本	
スタート信号ドラムA	1	式	
写真判定装置カメラ用雲台	1	台	
RGBフィニッシュレコーダー用ラック	1	台	
RGBフィニッシュレコーダー用白板(3枚組)	1	組	
電子音シグナルセット	1	組	
レースクロックⅡ	1	式	
スタートシグナルケーブル(10m)	1	本	
シグナルケーブル(100m)	1	本	
クロックセンサーセット	2	式	

3. 取得金額 10,730,500円

4. 配備場所 天草市陸上競技場(仮称)

(別紙)

第3種公認用陸上競技場備品一式 購入事業内訳書

1. 物件名 第3種公認用超音波風速計他

2. 品名、数量及び取得購入の相手方

品名	数量	単位	取得購入の相手方
超音波風速計	4	台	天草市栄町6番13号 有限会社マツヤスポーツ 代表取締役 松岡 大輔
鋼製塗装巻尺 30m	2	個	
鋼製塗装巻尺 50m	1	個	
鋼製塗装巻尺 100m	1	個	
リボンロッド 30m	1	個	
リボンロッド 50m	2	個	
リボンロッド 100m	1	個	
リボンロッド止金具 全天候用(10枚組)	3	セット	
リボンロッド止金具 芝・土用(10本組)	4	セット	
手旗(黄)	4	本	
スターティングブロックスーパーⅢ(足かけ左右)	5	組	
障害物競走用移動障害物(4台組)	1	式	
代用縁石(白40本)	1	式	
12kg衡器 デジタル式(1g単位)	1	機	
ラップ、コーナートップ用旗	1	本	
レーンナンバー標識(9のみ)	2	台	
競歩用掲示板	1	台	
踏切版	3	台	
粘土板	4	枚	
粘土(1kg)	1	個	
距離表示マーカーⅧ型(10個組)	3	組	
走高跳用支柱及びバー止 スライド式	1	組	
走高跳用マット	1	組	
棒高跳用マット	1	組	
走高跳用バー 4m	1	本	
フィールド競技用制限時間告知器 CV	3	台	
投てき距離標識(大)	6	台	
炭酸マグネシウム入台	3	台	
機動掃除機 スーパーHF58α型	1	台	
監察員用腰掛 Hタイプ	5	脚	
競技者用長椅子	15	脚	

3. 取得金額 18,861,425円

4. 配備場所 天草市陸上競技場(仮称)

(別紙)

第3種公認用陸上競技場備品一式 購入事業内訳書

1. 物件名 第3種公認用円盤・ハンマー投げ用囲い他

2. 品名、数量及び取得購入の相手方

品名	数量	単位	取得購入の相手方
円盤・ハンマー投げ用囲い	1	組	天草市大浜町2番45号 株式会社北星堂 天草店 店長 高井 結子
砲丸 高校男子・U20男子用 6.000kg	4	個	
砲丸 中学男子・U18男子用 5.000kg	2	個	
砲丸 女子用 4.000kg	2	個	
砲丸 中学女子用 2.721kg	3	個	
円盤 スーパー 男子用 2.000kg	4	枚	
円盤 スーパー 高校男子・U20男子用 1.750kg	4	枚	
円盤 スーパー U18男子用 1.500kg	4	枚	
円盤 スーパー 女子用 1.000kg	4	枚	
ハンマー ダクタイル 男子用 7.260kg	4	個	
ハンマー スチール 高校男子・U20男子用 6.000kg	4	個	
ハンマー スチール 女子用 4.000kg	4	個	
やり ミディアムDR(60m) 男子用	4	本	
やり ミディアムDR(50m) 女子用	1	本	
円盤投、ハンマー投兼用サークル	1	台	
ペグ やり投・円盤投・ハンマー投用(小)	14	本	
フィールド用ビニールテープ(白)	2	巻	
フィールド用ビニールテープ(赤)	1	巻	
囲い用輪止め(16個)	3	組	
ポール置台	1	台	
砲丸置台	1	台	
円盤置台	1	台	
ハンマー置台	1	台	
やり立て台	1	台	

3. 取得金額 16,610,000円

4. 配備場所 天草市陸上競技場(仮称)

議第 1 4 1 号

財産の無償貸付けについて

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 貸付けの目的 旧天草市倉岳特産物処理加工施設の土地及び建物を、作物の集出荷施設として無償貸付けを行うことで、市内の若手農業者の育成、地元雇用の創出等による持続可能な地域農業の推進を図るため。
- 2 貸し付ける財産 (1) 土地 所 在 天草市倉岳町棚底字房崎
地 番 1 番 1 0
地 目 雑種地
面 積 1, 3 1 7 平方メートル
(2) 建物 所 在 天草市倉岳町棚底 1 番地 1 0
構 造 鉄骨スレート葺平屋建
延床面積 6 2 9. 2 平方メートル
- 3 貸付けの相手方 住 所 上天草市大矢野町上 5 8 1 2 番地 2
名 称 株式会社天草よかもん
代表者 代表取締役 坂口 太一
- 4 貸付けの期間 令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

適正な対価なく財産を貸し付けるには、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 4 2 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 御所浦恐竜の島博物館展示工事 |
| 2 | 工事場所 | 天草市御所浦町 地内 |
| 3 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 | 契約の金額 | 1 7 3 , 1 4 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 福岡市博多区博多駅前三丁目 2 5 番 2 1 号
名称 株式会社丹青社 九州支店
代表者 九州支店長 小島 秀 |

(提案理由)

予定価格が 1 億 5 千万円以上の工事の請負契約を締結するには、天草市議会の議決に付すべき契約に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 5 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 1 4 3 号

令和 4 年度天草市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度天草市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 623,957 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58,422,803 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		241,804	673	242,477
	1 分担金	19,018	673	19,691
15 国庫支出金		8,912,726	422,649	9,335,375
	1 国庫負担金	5,816,507	170,603	5,987,110
	2 国庫補助金	3,078,011	252,046	3,330,057
16 県支出金		3,919,389	47,742	3,967,131
	2 県補助金	1,237,285	47,345	1,284,630
	3 県委託金	199,010	397	199,407
18 寄附金		2,000,000	10,000	2,010,000
	1 寄附金	2,000,000	10,000	2,010,000
19 繰入金		2,217,484	117,326	2,334,810
	2 基金繰入金	2,217,484	117,326	2,334,810
21 諸収入		668,821	8,267	677,088
	5 雑入	586,613	8,267	594,880
22 市債		6,625,500	17,300	6,642,800
	1 市債	6,625,500	17,300	6,642,800
補正されなかった款項に係る額		33,213,122		33,213,122
歳入合計		57,798,846	623,957	58,422,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,507,821	131,747	11,639,568
	1 総務管理費	10,772,420	125,247	10,897,667
	4 戸籍住民基本台帳費	177,683	6,500	184,183
3 民生費		17,573,247	61,968	17,635,215
	1 社会福祉費	5,210,521	2,674	5,213,195
	2 高齢者福祉費	4,498,824	45,592	4,544,416
	3 児童福祉費	6,358,065	12,025	6,370,090
	4 生活保護費	1,504,537	1,677	1,506,214
4 衛生費		6,488,164	221,703	6,709,867
	1 保健衛生費	1,321,281	221,703	1,542,984
5 農林水産業費		2,305,286	357,728	2,663,014
	1 農業費	1,355,871	193,953	1,549,824
	2 林業費	310,679	871	311,550
	3 水産業費	638,736	162,904	801,640
6 商工費		2,910,508	△ 231,428	2,679,080
	1 商工費	2,910,508	△ 231,428	2,679,080
8 消防費		1,942,253	36,587	1,978,840
	1 消防費	1,942,253	36,587	1,978,840

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		4,573,360	38,714	4,612,074
	1 教育総務費	1,052,569	5,000	1,057,569
	2 小学校費	334,396	2,903	337,299
	3 中学校費	386,355	1,929	388,284
	6 学校給食費	2,030,086	17,084	2,047,170
	7 社会教育費	652,402	11,798	664,200
10 災害復旧費		49,710	6,938	56,648
	1 農林水産施設災害復旧費	12,500	6,938	19,438
補正されなかった款項に係る額		10,448,497		10,448,497
歳 出 合 計		57,798,846	623,957	58,422,803

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市民センター指定管理料	令和5年度～令和7年度	140,063
牛深総合センター指定管理料	令和5年度～令和7年度	120,129

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備事業	9,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	3,200	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	4,700	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
観光施設整備事業	800,500	〃	〃	〃	807,200	〃	〃	〃

議第 1 4 4 号

令和 4 年度天草市病院事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度天草市の病院事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		支 出	
第 1 款 病院事業費用	4,034,089 千円	2,724 千円	4,036,813 千円
第 1 項 医業費用	3,973,732 千円	2,724 千円	3,976,456 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「318,705 千円」を「328,040 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「2,118 千円」を「2,306 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「316,587 千円」を「325,734 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款 資本的収入	467,190 千円		31,963 千円	499,153 千円
第 4 項 県補助金	33,779 千円		31,963 千円	65,742 千円
		支 出		
第 1 款 資本的支出	785,895 千円		41,298 千円	827,193 千円
第 1 項 建設改良費	466,037 千円		41,298 千円	507,335 千円

第 4 条 予算第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 1 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
医療事務業務委託料	令和5年度～令和8年度	409,308
給食業務委託料	令和5年度～令和7年度	112,068

議第 1 4 5 号

令和 3 年度天草市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市一般会計歳入歳出決算書

歳入合計	63,312,047,906	円
歳出合計	59,735,552,372	円
歳入歳出差引残額	3,576,495,534	円
うち翌年度へ繰越すべき財源	120,789,303	円

令和3年度 一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 市税		7,081,461,000	7,628,064,808	7,473,450,254	19,043,152	136,389,624	391,989,254
	1 市民税	2,791,888,000	3,058,292,842	3,012,261,531	3,739,061	42,972,950	220,373,531
	2 固定資産税	3,191,488,000	3,390,955,989	3,296,310,202	13,705,354	81,044,426	104,822,202
	3 軽自動車税	281,193,000	308,872,124	303,704,269	567,960	4,627,595	22,511,269
	4 市たばこ税	500,000,000	539,174,863	539,174,863	0	0	39,174,863
	6 入湯税	25,000,000	21,254,170	21,254,170	0	0	△ 3,745,830
	7 都市計画税	291,892,000	309,514,820	300,745,219	1,030,777	7,744,653	8,853,219
2 地方譲与税		529,000,000	541,404,001	541,404,001	0	0	12,404,001
	1 地方揮発油譲与税	122,000,000	123,256,000	123,256,000	0	0	1,256,000
	2 自動車重量譲与税	342,000,000	352,409,000	352,409,000	0	0	10,409,000
	3 森林環境譲与税	64,000,000	63,742,000	63,742,000	0	0	△ 258,000
	4 航空機燃料譲与税	1,000,000	1,997,000	1,997,000	0	0	997,000
	5 地方道路譲与税	0	1	1	0	0	1
3 利子割交付金		4,000,000	3,666,000	3,666,000	0	0	△ 334,000
	1 利子割交付金	4,000,000	3,666,000	3,666,000	0	0	△ 334,000
4 配当割交付金		12,000,000	16,617,000	16,617,000	0	0	4,617,000
	1 配当割交付金	12,000,000	16,617,000	16,617,000	0	0	4,617,000
5 株式等譲渡所得割交付金		14,000,000	33,238,000	33,238,000	0	0	19,238,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	14,000,000	33,238,000	33,238,000	0	0	19,238,000

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
6 法人事業税交 付金		20,000,000	70,106,000	70,106,000	0	0	50,106,000
	1 法人事業税交付金	20,000,000	70,106,000	70,106,000	0	0	50,106,000
7 地方消費税交 付金		1,725,000,000	1,891,413,000	1,891,413,000	0	0	166,413,000
	1 地方消費税交付金	1,725,000,000	1,891,413,000	1,891,413,000	0	0	166,413,000
8 ゴルフ場利用 税交付金		7,000,000	11,009,765	11,009,765	0	0	4,009,765
	1 ゴルフ場利用税交 付金	7,000,000	11,009,765	11,009,765	0	0	4,009,765
9 環境性能割交 付金		19,000,000	34,202,000	34,202,000	0	0	15,202,000
	1 環境性能割交付金	19,000,000	34,202,000	34,202,000	0	0	15,202,000
10 地方特例交付 金		146,093,000	155,099,000	155,099,000	0	0	9,006,000
	1 地方特例交付金	35,000,000	47,745,000	47,745,000	0	0	12,745,000
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方 税減収補填特別交 付金	111,093,000	107,354,000	107,354,000	0	0	△ 3,739,000
11 地方交付税		23,119,135,000	23,732,553,000	23,732,553,000	0	0	613,418,000
	1 地方交付税	23,119,135,000	23,732,553,000	23,732,553,000	0	0	613,418,000
12 交通安全対策 特別交付金		6,000,000	5,702,000	5,702,000	0	0	△ 298,000
	1 交通安全対策特別 交付金	6,000,000	5,702,000	5,702,000	0	0	△ 298,000
13 分担金及び負 担金		304,667,178	268,316,738	264,048,020	39,592	4,232,526	△ 40,619,158
	1 分担金	65,915,178	47,179,764	46,281,041	0	898,723	△ 19,634,137
	2 負担金	238,752,000	221,136,974	217,766,979	39,592	3,333,803	△ 20,985,021

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
14 使用料及び手数料		642,130,000	659,972,990	617,026,497	348,900	42,597,593	△ 25,103,503
	1 使用料	459,952,000	475,716,875	432,770,382	348,900	42,597,593	△ 27,181,618
	2 手数料	182,178,000	184,256,115	184,256,115	0	0	2,078,115
15 国庫支出金		13,575,363,793	11,087,943,553	11,087,943,553	0	0	△ 2,487,420,240
	1 国庫負担金	7,227,715,062	6,330,344,974	6,330,344,974	0	0	△ 897,370,088
	2 国庫補助金	6,332,397,731	4,740,262,490	4,740,262,490	0	0	△ 1,592,135,241
	3 国庫委託金	15,251,000	17,336,089	17,336,089	0	0	2,085,089
16 県支出金		5,150,731,116	4,406,449,577	4,406,449,577	0	0	△ 744,281,539
	1 県負担金	2,509,876,000	2,369,270,877	2,369,270,877	0	0	△ 140,605,123
	2 県補助金	2,444,069,116	1,845,419,256	1,845,419,256	0	0	△ 598,649,860
	3 県委託金	196,786,000	191,759,444	191,759,444	0	0	△ 5,026,556
17 財産収入		138,550,000	187,562,456	183,751,246	0	3,811,210	45,201,246
	1 財産運用収入	128,096,000	130,550,545	126,739,335	0	3,811,210	△ 1,356,665
	2 財産売払収入	10,454,000	57,011,911	57,011,911	0	0	46,557,911
18 寄附金		1,800,000,000	1,691,949,916	1,691,949,916	0	0	△ 108,050,084
	1 寄附金	1,800,000,000	1,691,949,916	1,691,949,916	0	0	△ 108,050,084
19 繰入金		1,394,002,000	1,365,437,738	1,365,437,738	0	0	△ 28,564,262
	2 基金繰入金	1,394,002,000	1,365,437,738	1,365,437,738	0	0	△ 28,564,262
20 繰越金		3,502,112,987	3,502,113,333	3,502,113,333	0	0	346
	1 繰越金	3,502,112,987	3,502,113,333	3,502,113,333	0	0	346

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
21 諸収入		699,567,000	776,716,351	724,968,006	0	51,754,086	25,401,006
	1 延滞金、加算金及び過料	3,123,000	3,251,919	3,251,919	0	0	128,919
	2 市預金利子	53,000	66,858	66,858	0	0	13,858
	3 貸付金元利収入	384,000	583,104	360,000	0	223,104	△ 24,000
	4 受託事業収入	3,650,000	3,180,593	3,180,593	0	0	△ 469,407
	5 雑入	692,357,000	769,633,877	718,108,636	0	51,530,982	25,751,636
22 市債		6,836,700,000	5,499,900,000	5,499,900,000	0	0	△ 1,336,800,000
	1 市債	6,836,700,000	5,499,900,000	5,499,900,000	0	0	△ 1,336,800,000
歳入合計		66,726,513,074	63,569,437,226	63,312,047,906	19,431,644	238,785,039	△ 3,414,465,168

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 議会費		272,539,000	250,895,071	0	21,643,929	21,643,929
	1 議会費	272,539,000	250,895,071	0	21,643,929	21,643,929
2 総務費		12,754,029,000	12,118,676,047	4,538,000	630,814,953	635,352,953
	1 総務管理費	12,006,222,000	11,456,259,562	0	549,962,438	549,962,438
	2 徴税費	295,840,000	274,533,526	0	21,306,474	21,306,474
	3 地籍調査費	47,763,000	38,236,934	0	9,526,066	9,526,066
	4 戸籍住民基本台帳費	185,136,000	153,668,100	4,538,000	26,929,900	31,467,900
	5 選挙費	150,008,000	130,247,855	0	19,760,145	19,760,145
	6 統計調査費	26,136,000	24,906,467	0	1,229,533	1,229,533
	7 監査委員費	42,924,000	40,823,603	0	2,100,397	2,100,397
3 民生費		20,360,662,000	18,482,824,235	718,856,640	1,158,981,125	1,877,837,765
	1 社会福祉費	6,512,716,000	6,064,750,217	150,131,000	297,834,783	447,965,783
	2 高齢者福祉費	4,507,316,000	4,338,818,362	15,460,000	153,037,638	168,497,638
	3 児童福祉費	7,783,069,000	6,687,921,053	553,265,640	541,882,307	1,095,147,947
	4 生活保護費	1,545,794,000	1,379,664,435	0	166,129,565	166,129,565
	5 災害救助費	11,767,000	11,670,168	0	96,832	96,832

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
4 衛生費		6,571,809,723	6,278,547,111	0	293,262,612	293,262,612
	1 保健衛生費	1,528,651,723	1,431,337,391	0	97,314,332	97,314,332
	2 環境費	3,205,177,000	3,024,615,582	0	180,561,418	180,561,418
	3 斎場費	153,438,000	153,438,000	0	0	0
	4 水道費	569,470,000	565,412,194	0	4,057,806	4,057,806
	5 病院費	1,004,464,000	996,260,146	0	8,203,854	8,203,854
	6 看護専門学校費	110,609,000	107,483,798	0	3,125,202	3,125,202
5 農林水産業費		2,849,646,524	2,406,567,701	200,402,000	242,676,823	443,078,823
	1 農業費	1,834,758,324	1,545,610,781	100,836,000	188,311,543	289,147,543
	2 林業費	356,128,200	332,867,426	0	23,260,774	23,260,774
	3 水産業費	658,760,000	528,089,494	99,566,000	31,104,506	130,670,506
6 商工費		2,464,677,827	1,816,168,265	82,373,700	566,135,862	648,509,562
	1 商工費	2,464,677,827	1,816,168,265	82,373,700	566,135,862	648,509,562
7 土木費		5,329,728,000	3,933,529,559	1,111,365,260	284,833,181	1,396,198,441
	1 土木管理費	214,402,000	162,612,686	18,000,000	33,789,314	51,789,314
	2 道路橋梁費	1,366,741,000	1,092,938,474	221,823,344	51,979,182	273,802,526
	3 河川費	264,962,000	231,835,515	3,000,000	30,126,485	33,126,485
	4 港湾費	120,021,000	105,513,119	1,500,000	13,007,881	14,507,881
	5 都市計画費	3,057,528,000	2,052,085,481	851,763,916	153,678,603	1,005,442,519
	7 住宅費	306,074,000	288,544,284	15,278,000	2,251,716	17,529,716

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
8	消防費	2,190,904,000	2,049,429,740	10,000,000	131,474,260	141,474,260
	1 消防費	2,190,904,000	2,049,429,740	10,000,000	131,474,260	141,474,260
9	教育費	4,365,548,000	4,080,959,059	47,096,234	237,492,707	284,588,941
	1 教育総務費	1,091,533,000	977,638,252	0	113,894,748	113,894,748
	2 小学校費	369,863,000	341,711,240	17,100,000	11,051,760	28,151,760
	3 中学校費	280,110,000	254,513,751	12,600,000	12,996,249	25,596,249
	4 幼稚園費	122,413,000	109,411,671	0	13,001,329	13,001,329
	6 学校給食費	1,802,162,000	1,757,288,210	6,857,000	38,016,790	44,873,790
	7 社会教育費	699,467,000	640,395,935	10,539,234	48,531,831	59,071,065
10	災害復旧費	2,436,769,000	1,283,012,671	994,532,276	159,224,053	1,153,756,329
	1 農林水産施設災害復 旧費	511,333,000	314,202,926	159,367,000	37,763,074	197,130,074
	2 公共土木施設災害復 旧費	1,916,953,000	960,754,770	835,165,276	121,032,954	956,198,230
	3 文教施設災害復旧費	6,483,000	6,404,200	0	78,800	78,800
	4 その他公共施設災害 復旧費	2,000,000	1,650,775	0	349,225	349,225
11	公債費	7,104,065,000	7,034,942,913	0	69,122,087	69,122,087
	1 公債費	7,104,065,000	7,034,942,913	0	69,122,087	69,122,087
13	予備費	26,135,000	0	0	26,135,000	26,135,000
	1 予備費	26,135,000	0	0	26,135,000	26,135,000
歳 出 合 計		66,726,513,074	59,735,552,372	3,169,164,110	3,821,796,592	6,990,960,702

議第 1 4 6 号

令和 3 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	12,407,096,771	円
歳出合計	12,194,887,712	円
歳入歳出差引残額	212,209,059	円

令和3年度 国民健康保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 国民健康保険 税		1,575,981,000	1,777,498,456	1,587,425,065	19,005,842	171,968,275	11,444,065
	1 国民健康保険税	1,575,981,000	1,777,498,456	1,587,425,065	19,005,842	171,968,275	11,444,065
2 使用料及び手 数料		1,200,000	854,100	854,100	0	0	△ 345,900
	1 手数料	1,200,000	854,100	854,100	0	0	△ 345,900
3 国庫支出金		0	5,362,000	5,362,000	0	0	5,362,000
	2 国庫補助金	0	5,362,000	5,362,000	0	0	5,362,000
5 県支出金		9,645,104,000	9,431,072,615	9,431,072,615	0	0	△ 214,031,385
	1 県負担金・補助金	9,645,104,000	9,431,072,615	9,431,072,615	0	0	△ 214,031,385
6 財産収入		372,000	371,991	371,991	0	0	△ 9
	1 財産運用収入	372,000	371,991	371,991	0	0	△ 9
7 繰入金		1,060,364,000	1,010,988,000	1,010,988,000	0	0	△ 49,376,000
	1 一般会計繰入金	1,036,519,000	1,010,988,000	1,010,988,000	0	0	△ 25,531,000
	2 基金繰入金	23,845,000	0	0	0	0	△ 23,845,000
8 繰越金		327,990,000	327,990,342	327,990,342	0	0	342
	1 繰越金	327,990,000	327,990,342	327,990,342	0	0	342
9 諸収入		14,461,000	43,032,658	43,032,658	0	0	28,571,658
	1 延滞金、加算金及 び過料	4,100,000	4,019,127	4,019,127	0	0	△ 80,873
	2 預金利子	6,000	3,017	3,017	0	0	△ 2,983
	3 雑入	10,355,000	39,010,514	39,010,514	0	0	28,655,514
歳 入 合 計		12,625,472,000	12,597,170,162	12,407,096,771	19,005,842	171,968,275	△ 218,375,229

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		145,684,000	140,425,093	0	5,258,907	5,258,907
	1 総務管理費	126,939,000	123,065,884	0	3,873,116	3,873,116
	2 徴税費	8,428,000	7,749,898	0	678,102	678,102
	3 運営協議会費	558,000	339,716	0	218,284	218,284
	4 国民健康保険特別対 策事業費	9,759,000	9,269,595	0	489,405	489,405
2 保険給付費		9,563,646,000	9,166,931,304	0	396,714,696	396,714,696
	1 療養諸費	8,204,286,000	7,871,271,875	0	333,014,125	333,014,125
	2 高額療養費	1,334,360,000	1,277,128,786	0	57,231,214	57,231,214
	3 移送費	300,000	0	0	300,000	300,000
	4 出産育児諸費	21,000,000	15,070,220	0	5,929,780	5,929,780
	5 葬祭諸費	3,600,000	3,400,000	0	200,000	200,000
	6 傷病手当金	100,000	60,423	0	39,577	39,577
3 国民健康保険 事業費納付金		2,691,606,000	2,691,603,200	0	2,800	2,800
	1 医療給付費分	1,941,531,000	1,941,530,008	0	992	992
	2 後期高齢者支援金等 分	554,762,000	554,760,569	0	1,431	1,431
	3 介護納付金分	195,313,000	195,312,623	0	377	377
4 共同事業拠出 金		5,000	158	0	4,842	4,842
	1 共同事業拠出金	5,000	158	0	4,842	4,842

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
6 保健事業費		139,824,000	134,163,566	0	5,660,434	5,660,434
	1 保健事業費	11,344,000	10,358,064	0	985,936	985,936
	2 特定健康診査等事業 費	101,653,000	100,958,387	0	694,613	694,613
	3 総合保健施設事業費	26,827,000	22,847,115	0	3,979,885	3,979,885
7 基金積立金		372,000	371,991	0	9	9
	1 基金積立金	372,000	371,991	0	9	9
9 諸支出金		64,335,000	61,392,400	0	2,942,600	2,942,600
	1 償還金及び還付加算 金	64,335,000	61,392,400	0	2,942,600	2,942,600
10 予備費		20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
	1 予備費	20,000,000	0	0	20,000,000	20,000,000
歳 出 合 計		12,625,472,000	12,194,887,712	0	430,584,288	430,584,288

議第 1 4 7 号

令和 3 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 3 0 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	12,039,856,238	円
歳出合計	11,689,318,089	円
歳入歳出差引残額	350,538,149	円

令和3年度 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 保険料		1,794,070,000	1,812,150,380	1,803,052,356	1,526,340	8,275,084	8,982,356
	1 介護保険料	1,794,070,000	1,812,150,380	1,803,052,356	1,526,340	8,275,084	8,982,356
2 使用料及び手数料		200,000	258,700	258,700	0	0	58,700
	1 手数料	200,000	258,700	258,700	0	0	58,700
3 国庫支出金		3,312,263,000	3,296,616,558	3,296,616,558	0	0	△ 15,646,442
	1 国庫負担金	1,968,354,000	1,968,354,693	1,968,354,693	0	0	693
	2 国庫補助金	1,343,909,000	1,328,261,865	1,328,261,865	0	0	△ 15,647,135
4 支払基金交付金		3,059,529,000	2,942,455,224	2,942,455,224	0	0	△ 117,073,776
	1 支払基金交付金	3,059,529,000	2,942,455,224	2,942,455,224	0	0	△ 117,073,776
5 県支出金		1,692,621,000	1,647,517,316	1,647,517,316	0	0	△ 45,103,684
	1 県負担金	1,603,395,000	1,564,372,709	1,564,372,709	0	0	△ 39,022,291
	2 県補助金	89,226,000	83,144,607	83,144,607	0	0	△ 6,081,393
6 財産収入		229,000	228,279	228,279	0	0	△ 721
	1 財産運用収入	229,000	228,279	228,279	0	0	△ 721
7 繰入金		1,922,241,000	1,918,586,100	1,918,586,100	0	0	△ 3,654,900
	1 一般会計繰入金	1,810,241,000	1,806,586,100	1,806,586,100	0	0	△ 3,654,900
	2 基金繰入金	112,000,000	112,000,000	112,000,000	0	0	0
8 繰越金		429,112,000	429,112,024	429,112,024	0	0	24
	1 繰越金	429,112,000	429,112,024	429,112,024	0	0	24

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
9 諸収入		471,000	7,340,570	2,029,681	81,592	5,229,297	1,558,681
	1 延滞金、加算金及 び過料	120,000	128,200	128,200	0	0	8,200
	2 預金利子	1,000	2,229	2,229	0	0	1,229
	3 雑入	350,000	7,210,141	1,899,252	81,592	5,229,297	1,549,252
歳入合計		12,210,736,000	12,054,265,151	12,039,856,238	1,607,932	13,504,381	△ 170,879,762

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		248,157,000	232,848,558	0	15,308,442	15,308,442
	1 総務管理費	144,899,000	138,408,153	0	6,490,847	6,490,847
	2 徴収費	4,731,000	4,710,155	0	20,845	20,845
	3 介護認定審査会費	97,689,000	89,001,665	0	8,687,335	8,687,335
	4 趣旨普及費	424,000	388,225	0	35,775	35,775
	5 計画策定委員会費	414,000	340,360	0	73,640	73,640
2 保険給付費		10,990,000,000	10,599,696,257	0	390,303,743	390,303,743
	1 介護サービス等諸費	9,871,281,000	9,508,505,562	0	362,775,438	362,775,438
	2 介護予防サービス等諸費	334,100,000	322,299,736	0	11,800,264	11,800,264
	3 その他諸費	10,000,000	9,518,184	0	481,816	481,816
	4 高額介護サービス等費	264,000,000	255,734,463	0	8,265,537	8,265,537
	5 高額医療合算介護サービス等費	42,000,000	35,933,075	0	6,066,925	6,066,925
	6 特定入所者介護サービス等費	468,619,000	467,705,237	0	913,763	913,763
5 地域支援事業費		583,300,000	520,414,018	0	62,885,982	62,885,982
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	341,591,000	292,576,358	0	49,014,642	49,014,642
	2 包括的支援事業・任意事業費	241,709,000	227,837,660	0	13,871,340	13,871,340
6 基金積立金		295,694,000	290,212,116	0	5,481,884	5,481,884
	1 基金積立金	295,694,000	290,212,116	0	5,481,884	5,481,884
7 公債費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 公債費	500,000	0	0	500,000	500,000

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
8 諸支出金		48,332,000	46,147,140	0	2,184,860	2,184,860
	1 償還金及び還付加算 金	48,332,000	46,147,140	0	2,184,860	2,184,860
9 予備費		44,753,000	0	0	44,753,000	44,753,000
	1 予備費	44,753,000	0	0	44,753,000	44,753,000
歳 出 合 計		12,210,736,000	11,689,318,089	0	521,417,911	521,417,911

議第 148 号

令和 3 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1,314,078,537円
歳出合計	1,310,867,920円
歳入歳出差引残額	3,210,617円

令和3年度 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		833,901,000	814,503,500	811,940,246	1,273,610	1,909,844	△ 21,960,754
	1 後期高齢者医療保険料	833,901,000	814,503,500	811,940,246	1,273,610	1,909,844	△ 21,960,754
2 使用料及び手数料		133,000	118,600	118,600	0	0	△ 14,400
	1 手数料	133,000	118,600	118,600	0	0	△ 14,400
4 繰入金		463,367,000	463,366,682	463,366,682	0	0	△ 318
	1 一般会計繰入金	463,367,000	463,366,682	463,366,682	0	0	△ 318
5 繰越金		1,992,000	1,992,424	1,992,424	0	0	424
	1 繰越金	1,992,000	1,992,424	1,992,424	0	0	424
6 諸収入		39,921,000	36,660,585	36,660,585	0	0	△ 3,260,415
	1 延滞金、加算金及び過料	48,000	68,889	68,889	0	0	20,889
	2 預金利子	1,000	898	898	0	0	△ 102
	3 償還金及び還付加算金	1,000,000	530,800	530,800	0	0	△ 469,200
	4 雑入	38,872,000	36,059,998	36,059,998	0	0	△ 2,812,002
歳 入 合 計		1,339,314,000	1,316,641,791	1,314,078,537	1,273,610	1,909,844	△ 25,235,463

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		40,317,000	38,780,988	0	1,536,012	1,536,012
	1 総務管理費	38,454,000	37,384,599	0	1,069,401	1,069,401
	2 徴収費	1,863,000	1,396,389	0	466,611	466,611
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,264,251,000	1,242,751,719	0	21,499,281	21,499,281
	1 熊本県後期高齢者医療広域連合納付金	1,264,251,000	1,242,751,719	0	21,499,281	21,499,281
3 保健事業費		33,246,000	28,725,513	0	4,520,487	4,520,487
	1 保健事業費	33,246,000	28,725,513	0	4,520,487	4,520,487
4 諸支出金		1,000,000	609,700	0	390,300	390,300
	1 償還金及び還付加算金	1,000,000	609,700	0	390,300	390,300
5 予備費		500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳 出 合 計		1,339,314,000	1,310,867,920	0	28,446,080	28,446,080

議第 149 号

令和 3 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	107,925,230	円
歳出合計	107,818,363	円
歳入歳出差引残額	106,867	円

令和3年度 浄化槽市町村整備推進事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
2 使用料及び手数料		60,508,000	62,183,942	61,612,266	0	571,676	1,104,266
	1 使用料	60,508,000	62,183,942	61,612,266	0	571,676	1,104,266
6 繰入金		61,738,000	46,196,000	46,196,000	0	0	△ 15,542,000
	1 一般会計繰入金	61,738,000	46,196,000	46,196,000	0	0	△ 15,542,000
7 繰越金		116,000	116,964	116,964	0	0	964
	1 繰越金	116,000	116,964	116,964	0	0	964
歳 入	合 計	122,362,000	108,496,906	107,925,230	0	571,676	△ 14,436,770

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 浄化槽市町村 整備推進事業 費		102,414,000	88,881,863	0	13,532,137	13,532,137
	1 浄化槽市町村整備推 進事業費	102,414,000	88,881,863	0	13,532,137	13,532,137
3 公債費		18,948,000	18,936,500	0	11,500	11,500
	1 公債費	18,948,000	18,936,500	0	11,500	11,500
4 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		122,362,000	107,818,363	0	14,543,637	14,543,637

議第 150 号

令和 3 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市国民健康保険診療施設特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	694,911,104	円
歳出合計	659,350,747	円
歳入歳出差引残額	35,560,357	円

令和3年度 国民健康保険診療施設特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 診療収入		86,988,000	85,433,553	85,433,553	0	0	△ 1,554,447
	1 診療収入	86,988,000	85,433,553	85,433,553	0	0	△ 1,554,447
2 使用料及び手数料		770,000	785,100	785,100	0	0	15,100
	1 手数料	770,000	785,100	785,100	0	0	15,100
3 国庫支出金		0	2,365,000	2,365,000	0	0	2,365,000
	1 国庫補助金	0	2,365,000	2,365,000	0	0	2,365,000
4 財産収入		9,000	90,071	90,071	0	0	81,071
	1 財産運用収入	8,000	90,071	90,071	0	0	82,071
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰入金		84,962,000	84,962,000	84,962,000	0	0	0
	1 一般会計繰入金	84,962,000	84,962,000	84,962,000	0	0	0
6 繰越金		26,478,000	26,478,707	26,478,707	0	0	707
	1 繰越金	26,478,000	26,478,707	26,478,707	0	0	707
7 諸収入		11,463,000	21,864,673	21,864,673	0	0	10,401,673
	1 諸収入	11,463,000	21,864,673	21,864,673	0	0	10,401,673
8 市債		473,200,000	469,700,000	469,700,000	0	0	△ 3,500,000
	1 市債	473,200,000	469,700,000	469,700,000	0	0	△ 3,500,000
9 県支出金		0	3,232,000	3,232,000	0	0	3,232,000
	1 県補助金	0	3,232,000	3,232,000	0	0	3,232,000
歳 入	合 計	683,870,000	694,911,104	694,911,104	0	0	11,041,104

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務管理費		636,877,000	618,323,402	0	18,553,598	18,553,598
	1 総務管理費	636,877,000	618,323,402	0	18,553,598	18,553,598
2 医業費		39,503,000	34,151,406	0	5,351,594	5,351,594
	1 医業費	39,503,000	34,151,406	0	5,351,594	5,351,594
3 基金積立金		1,000	71	0	929	929
	1 基金積立金	1,000	71	0	929	929
4 公債費		6,889,000	6,875,868	0	13,132	13,132
	1 公債費	6,889,000	6,875,868	0	13,132	13,132
5 予備費		600,000	0	0	600,000	600,000
	1 予備費	600,000	0	0	600,000	600,000
歳 出 合 計		683,870,000	659,350,747	0	24,519,253	24,519,253

議第 151 号

令和 3 年度天草市歯科診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市
歯科診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市歯科診療所特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	34,896,341	円
歳出合計	34,896,341	円
歳入歳出差引残額		0 円

令和3年度 歯科診療所特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 歯科診療収入		15,840,000	18,579,794	18,579,794	0	0	2,739,794
	1 歯科診療収入	15,840,000	18,579,794	18,579,794	0	0	2,739,794
2 財産収入		169,000	168,000	168,000	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	168,000	168,000	168,000	0	0	0
	2 財産売払収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 繰入金		15,970,000	7,766,146	7,766,146	0	0	△ 8,203,854
	1 一般会計繰入金	15,970,000	7,766,146	7,766,146	0	0	△ 8,203,854
4 繰越金		7,519,000	7,519,654	7,519,654	0	0	654
	1 繰越金	7,519,000	7,519,654	7,519,654	0	0	654
5 諸収入		619,000	532,747	532,747	0	0	△ 86,253
	1 諸収入	619,000	532,747	532,747	0	0	△ 86,253
6 国庫支出金		0	330,000	330,000	0	0	330,000
	1 国庫補助金	0	330,000	330,000	0	0	330,000
歳 入 合 計		40,117,000	34,896,341	34,896,341	0	0	△ 5,220,659

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務管理費		30,354,000	27,213,485	0	3,140,515	3,140,515
	1 総務管理費	30,280,000	27,213,485	0	3,066,515	3,066,515
	2 研究研修費	74,000	0	0	74,000	74,000
2 歯科医業費		9,363,000	7,682,856	0	1,680,144	1,680,144
	1 歯科医業費	9,363,000	7,682,856	0	1,680,144	1,680,144
3 予備費		400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予備費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳 出 合 計		40,117,000	34,896,341	0	5,220,659	5,220,659

議第 152 号

令和 3 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市斎場事業特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	185,765,609 円
歳出合計	176,186,240 円
歳入歳出差引残額	9,579,369 円

令和3年度 斎場事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 使用料及び手数料		8,490,000	8,176,000	8,176,000	0	0	△ 314,000
	1 使用料	8,490,000	8,176,000	8,176,000	0	0	△ 314,000
2 財産収入		22,000	28,860	28,860	0	0	6,860
	1 財産運用収入	22,000	28,860	28,860	0	0	6,860
3 繰入金		153,438,000	153,438,000	153,438,000	0	0	0
	1 繰入金	153,438,000	153,438,000	153,438,000	0	0	0
4 繰越金		7,222,000	7,222,749	7,222,749	0	0	749
	1 繰越金	7,222,000	7,222,749	7,222,749	0	0	749
5 諸収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
6 市債		18,100,000	16,900,000	16,900,000	0	0	△ 1,200,000
	1 市債	18,100,000	16,900,000	16,900,000	0	0	△ 1,200,000
歳 入	合 計	187,273,000	185,765,609	185,765,609	0	0	△ 1,507,391

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 斎場事業費		108,854,000	100,823,696	0	8,030,304	8,030,304
	1 斎場事業費	108,854,000	100,823,696	0	8,030,304	8,030,304
2 公債費		76,419,000	75,362,544	0	1,056,456	1,056,456
	1 公債費	76,419,000	75,362,544	0	1,056,456	1,056,456
3 予備費		2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		187,273,000	176,186,240	0	11,086,760	11,086,760

議第 153 号

令和 3 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市一町田財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市一町田財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	14,469,197	円
歳出合計	112,466	円
歳入歳出差引残額	14,356,731	円

令和3年度 一町田財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		79,000	1,899,153	1,899,153	0	0	1,820,153
	1 財産運用収入	77,000	74,604	74,604	0	0	△ 2,396
	2 財産売払収入	2,000	1,824,549	1,824,549	0	0	1,822,549
2 繰越金		13,079,000	12,514,529	12,514,529	0	0	△ 564,471
	1 繰越金	13,079,000	12,514,529	12,514,529	0	0	△ 564,471
3 諸収入		2,000	55,515	55,515	0	0	53,515
	1 預金利子	1,000	130	130	0	0	△ 870
	2 雑入	1,000	55,385	55,385	0	0	54,385
歳 入 合 計		13,160,000	14,469,197	14,469,197	0	0	1,309,197

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		1,261,000	112,466	0	1,148,534	1,148,534
	1 総務管理費	1,261,000	112,466	0	1,148,534	1,148,534
2 予備費		11,899,000	0	0	11,899,000	11,899,000
	1 予備費	11,899,000	0	0	11,899,000	11,899,000
歳 出 合 計		13,160,000	112,466	0	13,047,534	13,047,534

議第 154 号

令和 3 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市新合財産区管理者

天草市長 馬場 昭治

令和3年度

天草市新合財産区特別会計歳入歳出決算書

歳入合計	1,656,811円
歳出合計	60,965円
歳入歳出差引残額	1,595,846円

令和3年度 新合財産区特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 財産収入		2,000	369,494	369,494	0	0	367,494
	1 財産売払収入	2,000	369,494	369,494	0	0	367,494
2 繰越金		1,281,000	1,287,304	1,287,304	0	0	6,304
	1 繰越金	1,281,000	1,287,304	1,287,304	0	0	6,304
3 諸収入		2,000	13	13	0	0	△ 1,987
	1 預金利子	1,000	13	13	0	0	△ 987
	2 雑入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳 入 合 計		1,285,000	1,656,811	1,656,811	0	0	371,811

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		333,000	60,965	0	272,035	272,035
	1 総務管理費	333,000	60,965	0	272,035	272,035
2 予備費		952,000	0	0	952,000	952,000
	1 予備費	952,000	0	0	952,000	952,000
歳 出 合 計		1,285,000	60,965	0	1,224,035	1,224,035

議第 155 号

令和 3 年度天草市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度天草市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 156 号

令和 3 年度天草市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 3 年度天草市水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度天草市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 157 号

令和 3 年度天草市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 3 年度天草市下水道事業会計に係る利益を処分するため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 2 年度天草市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 8 月 30 日提出

天草市長 馬場 昭治